

令和6年度

飲食店等受動喫煙防止対策における現状調査の  
改善状況報告

---

盛岡市保健所 健康増進課  
令和6年11月実施

# 調査概要

**目的**：令和6年7月に実施した「飲食店等における受動喫煙防止対策の現状調査」で把握した各事業所の喫煙環境の実態を基に、必要に応じた対策を講ずることで、受動喫煙の防止をより一層推進するため。

**調査方法**：「飲食店等における受動喫煙防止対策の現状調査」の結果から、屋内の喫煙環境を「要改善」と判断した事業所に対して、改善対策例を明示したうえで改善に協力いただけるよう文書で依頼。  
回答のなかった事業者に対しては、架電し改善状況を確認後、対応を依頼。

**提出先**：盛岡市保健所健康増進課

**提出期限**：令和6年11月29日（金）

**提出方法**：郵送（返信用封筒による）

# 回答数

【対象】 64事業者

内訳:現状調査で屋内の喫煙状況について「**要改善**」と判断した**16事業者**

現状調査で屋内の喫煙状況について「**確認が必要**」であった**48事業者**

【回答】 52事業者

【未回答】 11事業者

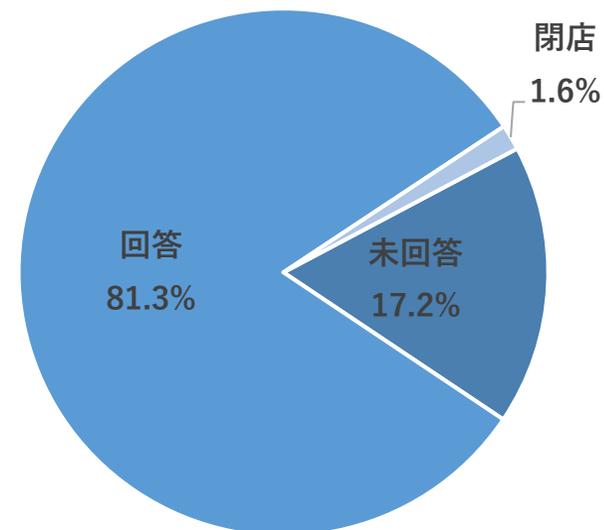
【廃業】 1事業者

【回答率】 81.3%

※改善後の報告を依頼

【未回答】：報告期限後2週間経過時点で改善報告書の提出がなく、架電するも連絡の取れなかった事業者。  
未回答事業者は、次回調査等で再調査予定。

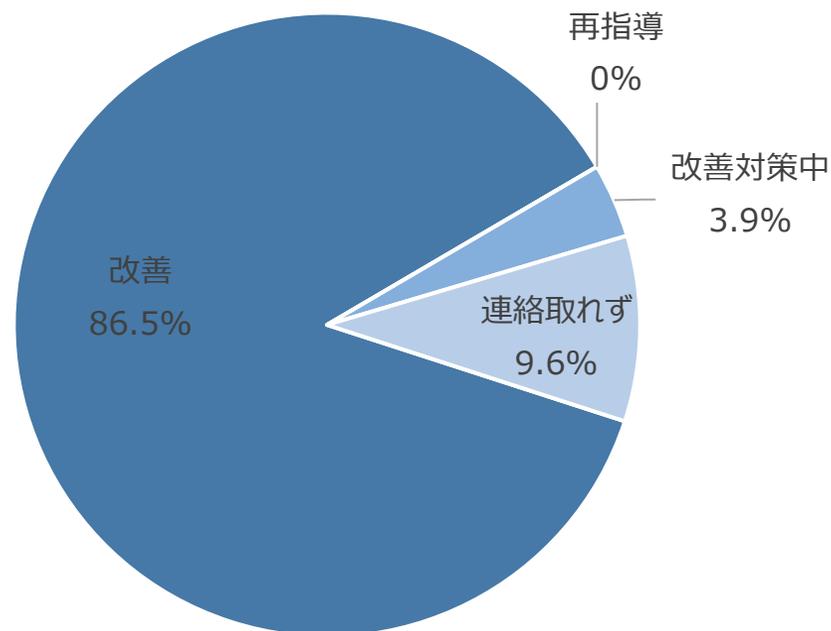
回答率



# 改善状況

判定	回答数	割合
改善	45	86.5%
再指導	0	0.0%
改善対策中	2	3.9%
連絡取れず	5	9.6%
計	52	100.0%

改善状況（判定）



## 【参考】現状調査時の指摘事項（複数回答）

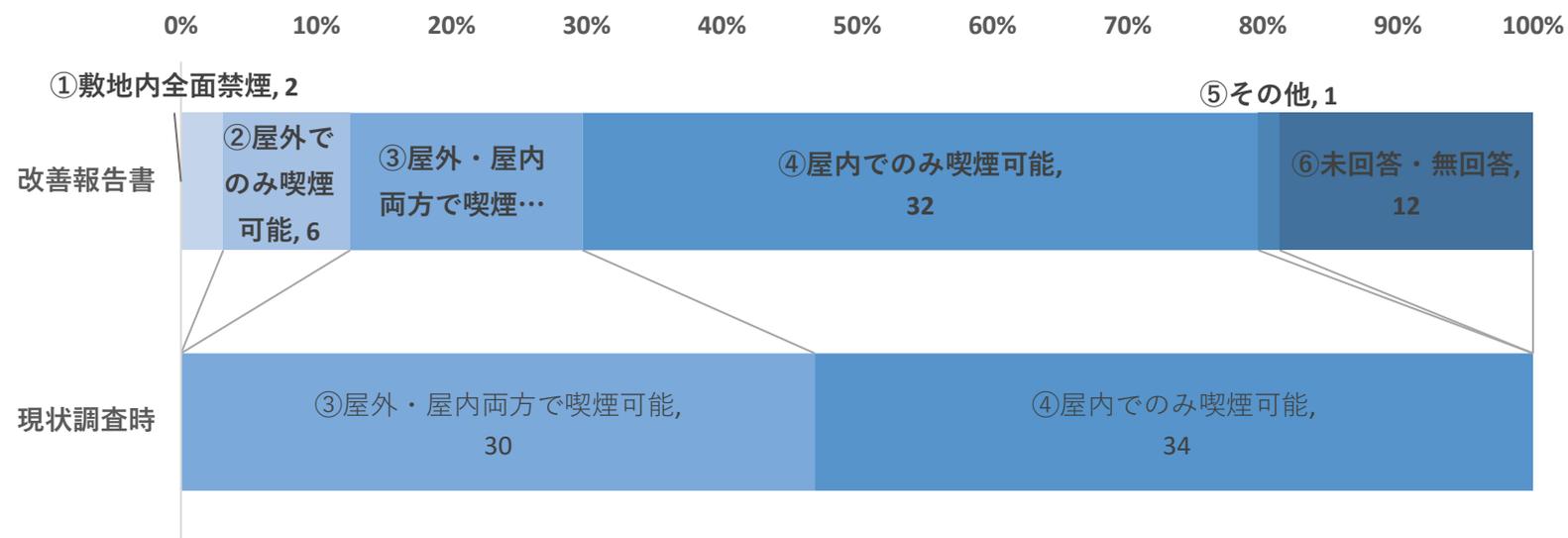
喫煙室における標識の未掲示	(法第33条第2, 3項) (法第35条第3項) (法附則第2条、省令附則第2条第3項)	50
喫煙室における20歳未満の者の立入	(法第33条第5項) (法附則第2条第1項) (法附則第2条第1項)	30
喫煙専用室における技術的基準不適合	(法第33条第4項、省令第16条)	1
特定施設における喫煙禁止場所での喫煙	(法第29条)	2
既存特飲食提供施設要件不適合	(法附則第2条第2項)	5
加熱式たばこ専用喫煙室における違反 (技術的基準・20歳未満の立入・標識の未掲出等)	(法附則第3条第1項)	1

- 改善・・・現状調査時の指摘事項について改善されており、**厚生労働省の基準に適合した喫煙室**となっている。（設問2の回答で判定）
- 改善対策中・・・該当の2事業者は、いずれも喫煙を目的とする店のため、たばこ小売販売業許可を申請中または申請予定。
- 連絡取れず・・・報告書の提出はあったが、その中身に確認事項があり、架電するも連絡が取れなかった事業者。

# 設問1 現在の喫煙の状況にあてはまる番号に○をつけてください。

	件数	割合
①敷地内全面禁煙	2	3.8%
②屋外でのみ喫煙可能 (屋内は完全禁煙)	6	11.5%
③屋外・屋内両方で喫煙可能	11	21.2%
④屋内でのみ喫煙可能 (屋外喫煙場所はない、屋外は敷地外等)	32	61.5%
⑤その他	1	1.9%
計	52	100.0%

設問1 現在の喫煙状況（現状調査時との比較）



現状調査時と比較すると、屋内での喫煙をやめ、「敷地内禁煙」への変更が2事業者、「屋外でのみ喫煙」への変更が6事業者であった。「その他」は、喫煙目的店とするため、たばこ小売販売業申請中の事業者。

## 設問2 【設問1で③④と回答した方】

厚生労働省が定める受動喫煙防止基準が遵守できているか。(喫煙室設置者が守るべき共通の項目)

### 設問2 【設問1が③屋内屋外両方で喫煙可能 ④屋内でのみ喫煙可能の43事業者】

#### すべての喫煙室設置者が守るべき共通の項目 (項目/屋内で喫煙している事業者)

項目	回答数	改善率
標識掲出	41	95.3%
20歳未満立入禁止	42	97.7%
技術的基準	①タバコ煙流出防止のため、壁、天井等によって区画	42 97.7%
	②出入口において室外から室内への気流0.2m/秒以上	12 27.9%
	③タバコ煙を屋外または外部へ排気	12 27.9%
労働者の受動喫煙防止対策	40	93.0%

【参考】現状調査時の回答		現状調査時
標識掲出		6
20歳未満立入禁止		29
技術的基準	① タバコ煙流出防止のため、壁、天井等によって区画	11
	② 出入口において室外から室内への気流0.2m/秒以上	
	③ タバコ煙を屋外または外部へ排気	
その他		18
未回答・無回答		0

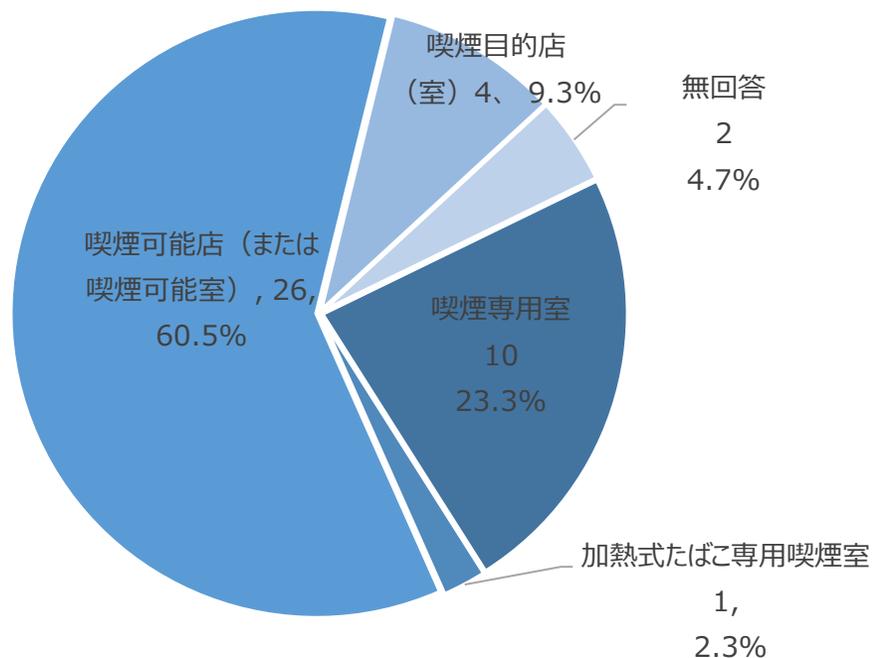
改善後の報告を依頼しているが、「確認できない回答」や「無回答」があることより100%となっていない。

※技術的基準の②および③については、屋内の一部に設置している喫煙室（喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室等）のみ遵守のため100%にならない項目。

## 設問2 【設問1で③④と回答した方】

厚生労働省が定める受動喫煙防止基準が遵守できているか。(喫煙室毎に必要なルール)

喫煙種別設置状況



喫煙室毎に必要なルールの遵守状況

喫煙専用室	選択事業者数	10
屋内の一部に設置	10	100.0%
喫煙専用	10	100.0%
加熱式たばこ専用喫煙室	選択事業者数	1
屋内の一部	1	100.0%
加熱式たばこのみ喫煙可	1	100.0%
喫煙可能店 (または室)	選択事業者数	26
既存特定飲食提供施設である	25	96.2%
書類の保存	26	100.0%
保健所へ届出済み (喫煙可能室設置施設届)	15	57.7%
喫煙目的店 (または室)	選択事業者数	4
販売許可をとり、その書類を保存	3	75.0%
主食の提供なし	4	100.0%

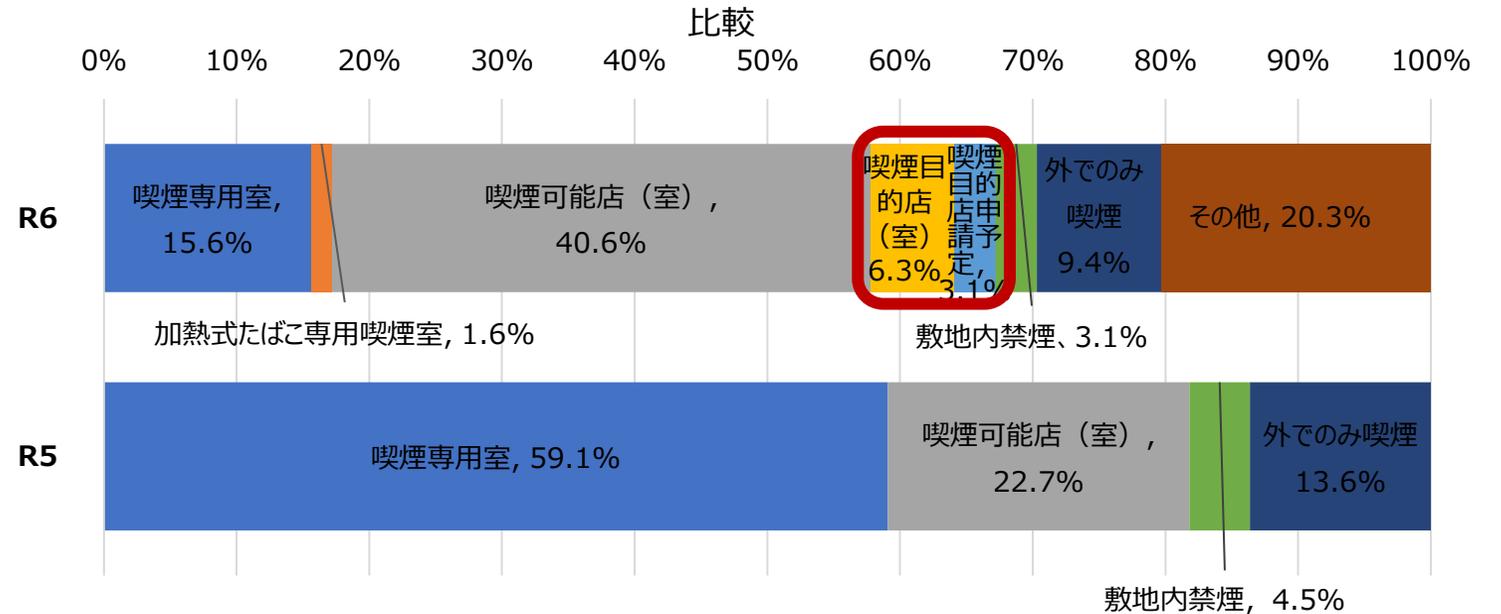
届出が済んでいない事業者に、届出を依頼。

◎届出件数  
 令和2年度 165件  
 令和3年度 24件  
 令和4年度 2件  
 令和5年度 3件  
**令和6年度 18件**  
 計 210件  
 (12月17日時点)

改善後の報告を依頼しているため、報告分は改善率100%。報告内容に確認が必要な事業所があったが、連絡が取れないため確認できず一部100%となっていない項目あり。

# 喫煙室設置割合の比較

【比較】 ※R5とR6と対象事業者数が 違うため割合で表示	R6 改善状況 報告書	R5 改善状況 報告書
喫煙専用室	15.6%	59.1%
加熱式たばこ専用喫煙室	1.6%	0.0%
喫煙可能店（室）	40.6%	22.7%
喫煙目的店（室）	6.3%	0.0%
喫煙目的室申請中	3.1%	0.0%
敷地内禁煙	3.1%	4.5%
外でのみ喫煙	9.4%	13.6%
その他	20.3%	0.0%
	100.0%	100.0%



令和5年度の調査では喫煙目的店は0%（0件）であったが、今回調査では申請中、または申請予定も合わせると9.4%（6件）と増加傾向であった。

令和5年度の対象事業者は、半数が宿泊施設や大手スーパーマーケット等の飲食店以外の事業所。そのため喫煙専用室が多く、喫煙可能室が少ない傾向となったが、今回調査では、9割方が個人事業主の飲食店であったため、喫煙可能室や喫煙目的店が増加したように見えた可能性もある。来年度、同様の調査を行った際の結果を注視したい。

## 設問 3 受動喫煙に関するご意見

- 各サイン表示のステッカーがあるとよいと思います。
- 店頭などの屋外喫煙は通行人の受動喫煙を含め非常に迷惑です。隣の店舗は若いお客さまも多くポイ捨ても目立ちます。目立たない敷地内の屋外喫煙所以外は廃止すべきです。
- 喫煙可能室は物理的に不可能です。室内は完全に禁煙としており、喫煙の際は室外でお願いしております。

# まとめ

---

## ◆所感

- 回答結果から、喫煙室設置のルールが浸透していないと感じた。調査時の喫煙室設置のルール等掲載の受動喫煙防止対策パンフレット同封の継続や、窓口や電話による受動喫煙防止対策相談の実施等、機会をとらえた周知が必要であると感じた。
- 飲食店は、客席とは別に喫煙専用区画を設けるスペースのないところが多いため、喫煙可能室が適用できない店では、屋外喫煙となっているのが現状である。屋外喫煙マナーについての周知啓発も管理権限者である事業者と喫煙者の両者に必要と感じた。
- 夜営業の飲食店は、確認事項があっても、日中、電話連絡がつかないことが多い。日中に連絡を取れる番号を記載していただくなどの対策が必要である。
- 事業者様の協力なしでは受動喫煙防止対策は推進できないため、お忙しい中、改善対応していただいたことに御礼を申し上げますとともに、今後の御協力もお願いしたい。

## ◆今後について

- 屋外喫煙マナーについての周知啓発の継続（SNS、広報、市ホームページ等による）
- 屋内の喫煙室設置のルールの浸透を目的とする周知啓発や、受動喫煙防止対策窓口相談等の紹介
- 分煙環境整備、助成制度、条例制定に関する必要な調査等